

大阪市教育委員会より下記の内容について指示がありました。

**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」発令時の対応について**

標題について、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令方針を固めたとの報道を受け、次の通り取り扱うものとします。

記

1. 入学式については、4月7日の午前7時までに発令（宣言）されて  
いる場合は、入学式を延期とする。
2. 始業式の実施及び登校園日の設定については、発令（宣言）の有  
無にかかわらず、始業式は延期とし、登校日は中止とする。